

《平成27年度税制改正抜粋》

◇法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後開始の事業年度の中小法人の法人税率  
所得金額年800万円超の金額に乗する率  
25.5%→23.9%

◇消費税率の引き上げ

平成29年4月1日から10%になります。

◇住宅ローン控除の延長

消費税率の引き上げ時期の変更に伴い、平成29年12月31日までだったものが、  
平成31年6月30日まで延長されます。(控除額は変更なし)

◇ふるさと納税の拡充

- ・特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されます。
  - ・ワンストップ特例制度の創設により、次のすべてを満たす方は利用しやすくなります。
    - ①平成27年4月1日以後に寄付をしている(1月1日~3月31日に寄付をしていない)
    - ②確定申告をする義務がない
    - ③寄付をした自治体が5か所以内
- ワンストップ特例制度は確定申告不要で住民税の軽減を受けられる制度で、  
所得税の軽減分も住民税からまとめて軽減されるので、不利にはなりません。
- ・ワンストップ特例制度の要件を満たさない方は従来通り確定申告が必要となります。



《マイナンバー法が施行されます》

マイナンバーとは	個人または法人を証明する唯一無二の番号 個人：マイナンバー(12桁) 法人：法人番号(13桁)
対象となる人	住民票を有するすべての個人(外国人も含む)、法人
交付時期	平成27年10月以降に通知カードが簡易書留で届きます
交付先	個人：住民票の住所 法人：登記上の所在地
開始時期	平成28年1月以降

企業においては従業員のマイナンバーを取扱うことになるので、対象業務を洗い出したうえで、安全管理を心がけていかなければなりません。

また、通知カードを紛失しないよう大切に保管することを従業員に徹底してください。

連続コラム

《相続税を考える》

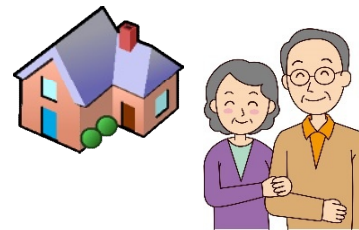
シリーズその②

将来の相続税を計画的に減らす方法の一つとして贈与税の配偶者控除をご紹介します。

自宅の土地・建物(マンションを含む)も相続財産です。婚姻期間が20年以上の配偶者に、居住用の不動産を贈与(持分贈与も可)、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与をした場合、贈与税の計算上2,000万円(配偶者控除額)を控除することができます。

この配偶者控除は贈与税が発生しなくても贈与税の申告が必要となりますので注意が必要です。

ご興味がある方、ご検討したい方は、角田会計までご連絡ください。



個人住民税の「特別徴収の通知書」が届きます

5月31日までに各市町村より「特別徴収額の通知書」が届きます  
通知書に記載されています住民税額(年税額及び毎月の額)をもとに6月以降の給料で徴収し、徴収した税額は、翌月10日までに当該市町村(又は金融機関・郵便局)にて納付してください

I.P.brain

認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい



所長コラム



ラッキー!?

平日の就寝は10時、起床は5時半。  
十分な睡眠時間だが、ぐっすり眠り込むのは飲みすぎた日か、下手の横好きであるゴルフで走り回った日くらい。

たいていは夜中に何回かは目が覚めてしまいます。そういう時は必ず枕元に置いてあるデジタル式の日覚まし時計を見て、『良かったー、まだ12時半か』とか『あー、もう4時か』と一喜一憂していますが、まれに1:11や3:33などのそろ目に遭遇すると得した気分になります。

特に4:44は、大半の方が縁起が悪いなど良い気分にはならないでしょうが、私の場合、『もうすぐ朝が来るぞ!でもまだ45分も眠れる!そうだ今日はあれをするんだ!』といろんなことを考えワクワクしてしまいます。

いざ起床する時には5:30と設定してある目覚まし時計との競争で、5:27に目覚ましをストップすれば勝ち!(この原稿を書いている朝は・・・目覚まし時計の勝ちでした。残念!)



角田英夫

〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24

☎ 046-252-1662

FAX 046-252-1620

<http://www.tsunoda-kaikei.com>